

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(情報企画課)	一
清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則	(地域振興課)	二
岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則	(地域スポーツ課)	二
岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
		〇

## 規則

号外(四) 令和三年三月三十一日

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百十九号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成三十年岐阜県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する高等学校等」の下に「並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科」を、「以下同じ。」の下に「(高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び第三項において同じ。)」を加え、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等」という。以下この条及び次条を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者その他の私立高等学校等に在学する生徒で日本国内に住所を有するものの就学に要する経費を負担すべき者」として知事が定める者をいう。次項及び第三項に改め、同条第二項中「私立高等学校等」の下に「特別支援学校の高等部を除く。」を加え、同条第五項中「規定する高等学校等」の下に「並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科」を、「同じ。」の下に「(特別支援学校の高等部を除く。)」を、「保護者等」の下に「(学校教育法第十六条に規定する保護者その他の公立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有するものの就学に要する経費を負担すべき者として知事が定める者をいう。次

項及び第七項において同じ。」を加え、同条第六項中「公立高等学校等」の下に「(高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校の専攻科を除く。)」を加え、同条第七項中「別表第一二の項第四号」を「別表第一二の項第五号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 条例別表第一二の項第四号の規則で定める事務は、公立高等学校等(高等学校の専攻科及び特別支援学校の専攻科に限る。)に在学する生徒に対する修学支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくはその申請に対する応答又はその申請を行う者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出の受理に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務とする。

第三条第三項中「及び同条第六項」を「並びに同条第六項及び第七項」に改める。  
第四条中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(返還免除の基準)

第十条の二 条例第十条第二項の規定により奨学金の返還債務を免除することができる額は、次の各号に掲げる場合(条例第七条第一項の申請をした後に該当することとなった場合に限る。)に応じ、当該各号に定める額とする。

一 死亡の場合又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のう

ち身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に規定する一級の障害を有するもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条の精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級の障害を有するものに相当すると認められる場合、返還未済額の全額

二 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち身体障害者福祉法施行規則別表第五号に規定する二級の障害を有するもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する二級の障害を有するものに相当すると認められる場合、返還未済額の四分の三以内の額

三 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することができなくなったと認められる場合、返還未済額のうち知事が返還不能と認める額

第十二条に次の一項を加える。

5 知事は、第二項の規定により返還債務の履行猶予の決定を受けて履行が猶予されている借受人が条例第十一条各号のいずれかに該当しなくなったときは、当該決定を取り消し、文書により当該借受人に通知するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十一号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則(平成三年岐阜県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

申請者自署欄	ふりがな	保護者印
氏名		

を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十二号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。  
別記第五号様式中「印」を削る。  
別記第七号様式中

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

申請者自署欄	ふりがな	保護者印
氏名		

を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十三号

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

申請者自署欄	ふりがな	保護者印
氏名		

を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二十四号

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則（平成十二年岐阜県規則第二百十二号）の

部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印し、利用承認通知書として」を「利用承認通知書（別記第一号様式の二）を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

利 用 承 認 通 知 書			
			第 号 年 月 日
申込者 様		岐阜県知事	
次のとおり施設の利用を承認します。			
利 用 の 目 的			
施 設 の 名 称			
利 用 の 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
附属施設設備等の 名称及び数量			
入場料等の徴収	有 (1人 円)、無	使用料 の 額	円
特別の設備の内容			
利 用 上 の 注 意			
備 考			

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県グリーンスタジアム指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記第五号様式中「印」を削る。  
別記第七号様式中

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が申請し、及び押印してください。

申請書回収欄	ふりがな	申請書印
	氏名	

を削る。

別記第八号様式注中「スキーリフト」を「スタジアム」に、「岐阜県長良川スキーリフト指定管理者」を「岐阜県グリーンスタジアム指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百二十五号

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印し、利用承認通知書として」を「利用承認通知書（別記第一号様式の二）を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

第三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「同項ただし書」の下に「又は前項」を加え、「利用承認通知書に」を「利用承認通知書の交付に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に該当する場合にあつては入場券又はシーズン入場券を、同条第二号に該当する場合にあつてはスケート滑走券又はシーズン滑走券を、同条第三号に該当する場合にあつてはトレーニング器具利用券又はトレーニング器具回数利用券をもってそれぞれ利用承認通知書の交付に代えるものとする。  
別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

利 用 承 認 通 知 書

第 号  
年 月 日

申込者 様

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場指定管理者

次のとおり施設の利用を承認します。

利 用 の 目 的				
施設 の 名 称 及 び 利 用 の 日 時	施設 の 名 称	利 用 年 月 日	利 用 時 間	備 考
	メインリンク	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	
	サブリンク	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	
附属施設設備等 の 名 称 及 び 数 量	附属施設設備の名称		数 量	備 考
利 用 料 金 の 額	施 設 利 用 料	円		
	附属施設設備等利用料	円		
	合 計	円		
入 場 料 等 の 徴 収	有 (1人 円) ・ 無			
特 別 の 設 備 の 内 容				
利 用 上 の 注 意				
備 考				

別記第三号様式及び別記第五号様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百二十六号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印し、利用承認通知書として」を「利用承認通知書（別記第一号様式の二）を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

利用承認通知書			
			第 年 月 日 号 日
申込者 様		岐阜県知事	
次のとおり施設の利用を承認します。			
利用の目的			
施設の名称			
利用の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
附属施設設備等の 名称及び数量			
入場料等の徴収	有 (1人 円)、無	使用料 の 額	円
特別の設備の内容			
利用上の注意			
備 考			

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県川辺漕艇場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記第五号様式中「印」を削る。  
別記第七号様式中

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
	氏名	

を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五二十七号

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「印」を削る。

別記第九号様式中「代表者名」に「印」を「代表者名」に改める。

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな	保護者印
	氏名	

を削る。

附則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社